

2018年受験用

第1種 下水道技術検定受験対策 問題と解説

正

問4 次は、下水道法に規定する事業計画に関する事項を示したものです。流域下水道における事業計画に定めるべき事項として**最も不適切なもの**はどれですか。

- (1) 終末処理場以外の処理施設を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- (2) 排水施設の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- (3) 工事の着手及び完成の予定年月日
- (4) 流域関連公共下水道が接続する位置

解説

本問は、下水道法に規定する事業計画についての設問である。

流域下水道における事業計画については、下水道法第25条の12第1項に、次の通り定められている。

【下水道法】

(事業計画に定めるべき事項)

第二十五条の一二 前条第一項の事業計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設（これを補完する施設を含む。）の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- 二 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- 三 流域関連公共下水道が接続する位置
- 四 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。）
- 五 工事の着手及び完成の予定年月日

- (1) 第25条の12第1項第2号から、「終末処理場を設ける場合にはその配置、構造及び能力」を定めなければならないと規定されているため、**不適切**である。
- (2) 第25条の12第1項第1号から、適切である。
- (3) 第25条の12第1項第5号から、適切である。
- (4) 第25条の12第1項第3号から、適切である。

解 答 (1)

誤

問4 次は、下水道法に規定する事業計画に関する事項を示したものです。流域下水道における事業計画に定めるべき事項として**最も不適切なもの**はどれですか。

- (1) 終末処理場以外の処理施設を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- (2) 排水施設の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- (3) 工事の着手及び完成の予定年月日
- (4) 流域関連公共下水道が接続する位置

解説

本問は、下水道法に規定する特定施設についての設問である。

特定施設については、下水道法第12条の3第1項に、次の通り定められている。

【下水道法】

(特定施設の設置等の届出)

第十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定施設の種類
- 四 特定施設の構造
- 五 特定施設の使用の方法
- 六 特定施設から排出される汚水の処理の方法
- 七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の国土交通省令で定める事項

- (1) 第12条の3第1項第5号から、適切である。
- (2) 第12条の3第1項第2号から、適切である。
- (3) 第12条の3第1項第7号から、適切である。
- (4) 第12条の3第1項第6号から、特定施設から排出される汚水の処理の方法であり、**不適切**である。

解 答 (4)